

令和5年度 審議対象案件の占用施設説明書

目 次

41. 山城コミュニティ運動広場（木津川市）・・・	1
43. 木津川河川敷多目的広場（精華町）……………	14

41.山城コミュニティ運動広場

記入者：木村 誠（木津川市教育委員会社会教育課）

ランク：A

番号	41. 山城コミュニティ運動広場	占用目的	運動場	許可受者	木津川市	場所	右岸 23. 2k+100m～ 23. 8k+77m
----	------------------	------	-----	------	------	----	-------------------------------

1. 施設の概要 (占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> グラウンドゴルフ場 毎年小学校のマラソン大会や消防団訓練の会場として利用している。 	都市計画の有無	無
占用面積	8,795.03 m ² (張芝面積を加えたため)	付帯施設等	移動式便所 1 箇所
許可の経緯	<p><当初許可> S57.12.1</p> <p><許可期限> R6.11.30</p>	利用者数	<p>令和元年度 10,785 人</p> <p>令和2年度 7,540 人</p> <p>令和3年度 10,175 人</p> <p>令和4年度 7,830 人</p> <p>※申請時に利用者数を申請いただき、利用時間でかけた述べ人数</p>
堤内地・堤外地	<p>堤内地 ● 堤防 ● 堤外地</p> <p>(進入路[道路・階段等])</p>		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 占用地の上流・下流とも自然堤防であるが、樹木の繁茂が目立つ。また河川内も土砂が堆積し、草原・林の状況となっている。 堤内地は、畑地又は密集市街地となっている。畑地又は密集集落地となっている。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園としては位置づけられていない(都市公園条例に記載されていない)。 第2次木津川市総合計画に位置づけされていない。 都市計画マスタープランに位置づけされていない。 地域防災計画に位置づけられていない。 緑の基本計画に位置づけられている。 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 旧山城町南部には、近くに利用できるグラウンド等が無かったため、河川敷にあった町有地の周辺の河川敷の占用許可を受けてグラウンドとして利用することになった。 ここ数十年、冠水被害は受けていない。 		

ランク：A

番号	41. 山城コミュニティ運動広場	占用目的	運動場	許可受者	木津川市	場所	右岸 23. 2k+100m～ 23. 8k+77m
----	------------------	------	-----	------	------	----	-------------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校グラウンドの開放も行っているが、学研都市開発によって人口が急増している地域のため、駐車場の無い旧山城町域の木津川河川敷運動広場以外は極めて利用頻度が高い。 ・最近では旧山城町域では野球・ソフトボールのチームが減少している。 ・合併によりグラウンドが増えたこともあり占用地の野球場としての利用は減っている。 ・替わって、高齢者の間に普及しているグラウンドゴルフの利用が増えている。 ・公園整備目標等の設定はないが、人口急増中のため、グラウンドの慢性的不足は続く。 ・グラウンドゴルフは、裸地はさほど必要ではなく、不定形の敷地であってもコース作りの自由度も高いため、河川敷は適地と思われる。 	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・管理主体は、木津川市教育委員会。 ・木津川市体育施設条例及び施行規則により管理している。 ・管理内容は、利用者の予約受付、使用料徴収の実施。移動式便所の定期的清掃や冠水のおそれのあるときの移動。 	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・野球・ソフトボールの利用者が減り、グラウンドゴルフの利用が増えている。 ・グラウンドゴルフは高齢者が多いため車の量は少なく、車両の通行禁止区域であるため迷惑はかかっていないものと思われる。 ・地域のグラウンドゴルフ団体（現在1団体45名程度）の練習場所（週2回程度）となっている。 ・毎年、地元小学校のマラソン大会の開催場所ともなっている。 ・毎年、地元消防団や消防署の訓練実施場所となっている。 	
前回審議の意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の人口減少・高齢化は起きているが利用希望者はあまり減少していないことや、利用に伴う河川環境保全の意義を持っていることから、占用の延長は良い。 ・資料に記載の「緑の基本計画での位置づけ」について、具体的に明示されたい。 ・過年度にも環境学習会の開催などを指摘されている。何らか活動されている成果を、資料に明記されたい。 ・近年の大規模災害の頻発を受け、流域治水の重要性が指摘されている。防災学習などにも取り組まされたい。 ・占用地に隣接した水際部に広がる大きな砂州の良好な自然環境を、占用地と複合的に活用されたい。 ・環境学習などの検討の具体化にあたっては、河川レンジャーなどに相談されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用希望者はほとんど減少していないことや、利用に伴う河川環境保全の意義を持っていることから、占用の延長は良いと考える。 ・計画の中に地域別計画を定めており、中・西部地域の緑のまちづくり方針により、重点地区として木津川の環境保全、周辺歴史的文化遺産の活用、河川敷での交流の場の検討をしている。 ・環境学習会や防災学習会のご指摘のとおり実施する必要があると思うが、現段階では実施の予定がない。 ・良好な自然環境を占用地と複合的に活用する計画は現段階ではありません。
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・当初は、野球場・競技場として整備を行ったが、現在は整地を必要としない、グラウンドゴルフや地域行事等で利用されている。そのため、除草、整地する必要もなく、草を刈る程度の整備で済んでいる。 ・周辺との違和感も無く、また緑化に貢献していると思われる。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	

ランク：A

番号	41. 山城コミュニティ運動広場	占用目的	運動場	許可受者	木津川市	場所	右岸 23. 2k+100m～ 23. 8k+77m
----	------------------	------	-----	------	------	----	-------------------------------

3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地の一部は運動場として利用されているほか、一部は草地となっている。 ・ 占用地下流側の高水敷は畑地として利用されている。 ・ 占用地前面の低水敷はクズ群落やセイタカアワダチソウ群落などが優占する高茎草地となっている。 ・ 占用地前面の水際には大規模な砂州が存在するほか、下流側の低水敷にはツルヨシ群集を主体としたヨシ原が広がる。瀬淵が連続し、一部ワンド状の部分もみられる。 ・ 背後地は農地が中心である。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地内及び占用地周辺の多様な草地は鳥類をはじめとする動物の重要な生息環境となっている。 ・ 占用地下流側の低水敷などに分布するツルヨシを主体としたヨシ原は鳥類をはじめとする動物の重要な生息環境となっている。 ・ 占用地前面の水際周辺に形成されている広い砂州については、イカルチドリなどの生息場となっている可能性がある。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水際までの距離：約 220m ・ 占用地前面の低水河岸は土羽でクズ群落で覆われている。 ・ 水際までは大規模な砂州で植生が繁茂し、水際は裸地である。 ・ 農業用の道路が砂州までつながっている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6～7m ・ ここ数十年は冠水なし
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。

ランク：A

番号	41. 山城コミュニティ運動広場	占用目的	運動場	許可受者	木津川市	場所	右岸 23. 2k+100m～ 23. 8k+77m
----	------------------	------	-----	------	------	----	-------------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

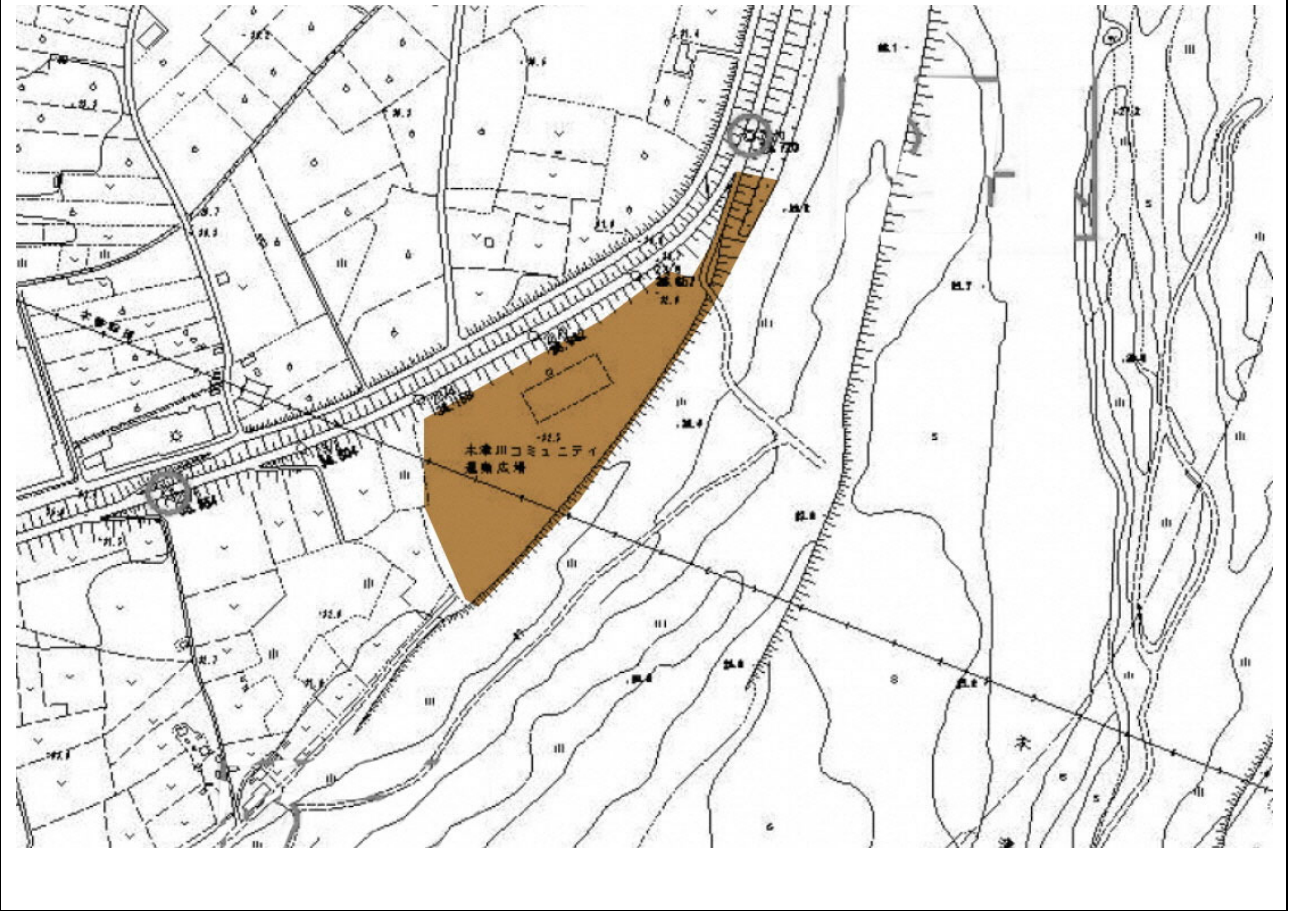
(委員会作成)

ランク：A

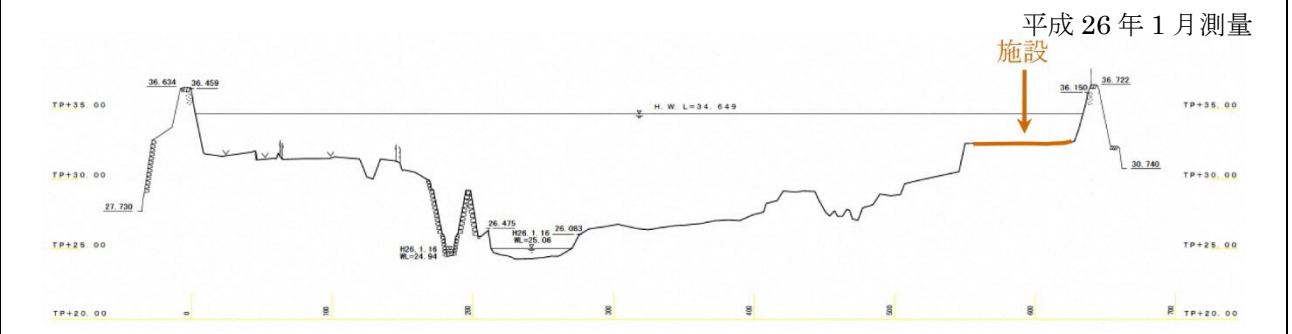
番号	41. 山城コミュニティ運動広場	占用目的	運動場	許可受者	木津川市	場所	右岸 23.2k+100m～ 23.8k+77m
----	------------------	------	-----	------	------	----	-----------------------------

5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(平面図)



(断面図：23.4k)



ランク：A

番号	41. 山城コミュニティ運動広場	占用目的	運動場	許可受者	木津川市	場所	右岸 23. 2k+100m～ 23. 8k+77m
----	------------------	------	-----	------	------	----	-------------------------------

(写真撮影者：社会教育課)



【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

記入者:木村 誠(木津川市教育委員会社会教育課)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:41山城運動広場)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	占用者による確認	河川管理者による確認	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等	過年度意見 資料に記載の「緑の基本計画」での位置づけについて、具体的に明示されたい。	確認した。		○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等				○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか				○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際の占有面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動				○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す				○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか				○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか				○:公平に利用できる △:公平に利用できない ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占有目的に合致しているか	周辺地域の人口減少・高齢化は起きているが利用希望者はあまり減少していないことや、利用に伴う河川環境保全の意義を持っていることから、占用の延長は良いと考える。	確認した。		○:合致している △:合致していない ×:合致していません	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか	環境学習などの検討の具体化にあたっては、河川レンジャーなどに相談されたい。	確認した。		○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占有区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等				○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占有区域及びその付近において、水位変動により冠水・浸水される区域を把握しているか	近年の大規模災害の頻発を受け、流域治水の重要性が指摘されている。防災学習などにも取り組まれたい。	確認した。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:41山城運動広場)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価区分	備考
12		施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等					○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13		管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等					○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14		施設利用者が占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等					○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15		占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	過年度にも環境学習会の開催などを指摘されている。向からか活動されている成果を、資料に明記されたい。 占用地に隣接した水際部に広がる大きな砂洲の良好な自然環境を、占用地と複合的に活用されたい。	現段階で環境学習会の開催の予定はない。また、占用地と複合的に活用する方針も現段階ではない。			○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか					○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グランド、駐車場等の造成・利用等					○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18		占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか					○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等					○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか					○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21		管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか					○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか					○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】 河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成16年 委員会

- ✓ 占用許可申請に記載された専用面積や施設内容を超える利用を行わないこと。
- ✓ 四輪駆動車、モトクロスバイク、レジャー目的の車両の乗り入れを認めないこと。
- ⇒ 車止めを設置し、一般車両の進入は認めていない。
- ✓ 除草剤を使用せず、草刈りにあたっては裸地面積が増加しないよう必要最小限にとどめること。
- ✓ 外来植物等を持ち込まないこと。
- ⇒ 従前、住民参加型の河川管理を検討していたが、自治体合併により検討が中断している状況である。
- ⇒ 裸地を利用する運動は堤内側に移動し、替わってグラウンドゴルフなど、芝地や草草が適した運動が行われるようになってきている

平成20年 委員会

- ✓ 堤外地に位置し、自然の状況に戻っていきつつある状態にあり、問題はないと判断される。
- ⇒ 従前に引き続き、利用に必要な部分のみ、草刈りを行っている。
- ✓ バックネットなど、使用しなくなった設備については撤去を検討されたい。
- ⇒ バックネットについては撤去済みである。

平成23年 委員会

- ✓ 自然の状況に戻っていく場所もあり、地域の実情に配慮した利用がなされていることから、占用の継続は問題ない。
- ⇒ 引き続き、利用に必要な部分のみ草刈りを実施している。

68

■過年度審議結果のレビュー

平成23年 委員会
(つづき)

- ✓ 環境・防災学習など、高齢者から子供まで、川に親しめるような場としての活用も進めていただきたい。
- ⇒ 今のところ特に実施していない。
- ✓ 占用地内の倉庫を、早急に撤去されたい。
- ⇒ 撤去を促す張り紙をし、警告しているが、撤去されていない。

平成26年 委員会

- ✓ 年間利用者数について、実態に即した計上方法に改善されたい。
- ✓ 施設の規模が小さく、環境への影響は小さいと考えられる。除草剤を使用しないなど環境への配慮もなされている。引き続き環境負荷の小さい利用に努められたい。
- ✓ 前回委員会で指摘した不法占用の倉庫について、早急に撤去されたい。

平成29年 委員会

- ✓ 良好な河川環境を有しており、木津川の自然を活用した環境学習活動、自然観察会などの開催について、広域圏を視野に入れ、河川管理者を含む関係機関と連携した取り組みについて検討されたい。
- ✓ 教育委員会が管理している利点を生かし、木津川の有する「砂河川」の特性を、環境学習に活用する方向で検討されたい。
- ✓ 不法占用物件については対応中とのことを確認した。
- ✓ 前回意見を踏襲し、利用者数のカウント方法について、他施設と同様「人・日」の数字で報告されるよう改善されたい(現状は「人・時」となっている)。

■過年度審議結果のレビュー

令和2年 委員会

- ✓ 周辺地域の人口減少・高齢化は起きているが利用希望者はあまり減少していないことや、利用に伴う河川環境保全の意義を持っていることから、占用の延長は良い。
- ✓ 資料に記載の「緑の基本計画での位置づけ」について、具体的に明示されたい。
- ✓ 過年度にも環境学習会の開催などを指摘されている。何らか活動されている成果を、資料に明記されたい。
- ✓ 近年の大規模災害の頻発を受け、流域治水の重要性が指摘されている。防災学習などにも取り組まされたい。
- ✓ 占用地に隣接した水際に広がる大きな砂州の良好な自然環境を、占用地と複合的に活用されたい。
- ✓ 環境学習などの検討の具体化にあたっては、河川レンジャーなどに相談されたい。

43.木津川河川敷多目的広場

記入者：北川 浩輝（精華町教育委員会教育部生涯学習課）

ランク：A

番号	43. 木津川河川敷 多目的広場	占用目的	運動場	許可受者	精華町	場所	左岸 18.8k~19.2k
----	---------------------	------	-----	------	-----	----	----------------

1. 施設の概要




(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	広場 1 面	都市計画の有無	有り（※精華町都市公園条例により都市公園として位置づけ）
占有面積	7,364.32 m ²	付帯施設等	ベンチ等
許可の経緯	<当初許可> H14. 1. 15 <許可期限> R6. 12. 31	利用者数	平成 30 年度 1,704 人 令和元年度 810 人 令和 2 年度 835 人 令和 3 年度 121 人 令和 4 年度 580 人 利用届記載の人数を積算。
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<p>(隣接する堤外地の土地利用状況) - 特に利用予定はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤内地側は農地が広がっている。 ・堤内地側に、隣接して精華町立体育館・コミュニティーセンター、木津川上流浄化センターが立地。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<p>(精華町都市公園条例における位置づけ) 精華町都市公園条例により都市公園として位置づけ。</p> <p>(精華町第 6 次総合計画における位置づけ) 第 1 章「活力あふれ魅力ある学研都市のまちづくり」 第 3 節「まちなみ・環境共生」河川などの豊かな自然環境や生物多様性の保全、環境学習などの諸活動を推進する。</p> <p>(精華町都市計画マスタープランにおける位置づけ) 第 3 章 全体構想 1. まちづくりの基本的考え 1-1. 理念 1. 緑豊かな調和のとれたまちづくり 3. 環境と共生するまちづくり</p> <p>第 4 章 地域別構想 1. 精北小学校 1-4 都市施設 (3) 下水道・河川 (地域防災計画における位置づけ) 位置づけしていない。〔堤内地にある精華町立体育館・コミュニティーセンターは広域避難場所となっている〕</p>		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増加に伴う施設が必要となり、数箇所の候補地を探したが実現せず、自然との共生を踏まえた多目的広場を計画した。 ・平成 21 年度に冠水による土が一部流出。修復費用約 15 万円。約半月で整備。 ・平成 26 年度に冠水したが、土の流出はない。 ・平成 29 年 10 月の台風被害により当時占用していた上流側の軽スポーツ広場の土の流出により一部が破損した。破損した施設から南側は近年利用実績が無かったため、それらの工作物撤去の後、広場への通路を残し軽スポーツ広場より上流側の施設の除却（返還）をした。 ・令和元年度以降は体育館の利用者増に伴い駐車場の確保等が難しく利用制限が多くなった。 ・令和 3 年度の利用者数については、新型コロナウイルス感染症による施設の閉鎖等が影響している。 		

番号	43. 木津川河川敷 多目的広場	占用目的	運動場	許可受者	精華町	場所	左岸 18.8k~19.2k
----	---------------------	------	-----	------	-----	----	----------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<p>(周辺地区を含めた現状の施設整備) 木津川河川敷多目的広場の近くの学研狛田東地区で土地区画整理事業を実施中であり、住環境の整備改善を進めている。人口増加等による利用者の増加も予想され、施設の確保は必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> グラウンドの利用があるため、今後も継続していきたい。 															
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体は指定管理者制度を導入し、特定非営利活動法人精華町スポーツ協会・三幸株式会社の共同体により管理をしてもらっている。 利用規則は、精華町体育施設管理運営規則。 管理内容は、多目的広場の整地・草引きを随時実施。年に2回、草刈りの実施。 															
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 排他独占利用はない(申込制)。 															
前回審議の意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応														
	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込み以外の広場の利用者が一定数存在するので占有者主催の活動にこだわらず、占用地を利用して活動している市民サークルなどの活動状況について、資料に明示しアピールされたい。 今年度の利用者減は特異なもの。コロナの影響で意識が激変しており、個々が距離を確保しながらスポーツできるよう管理されているのは良い。 近年の大規模災害の頻発を受け、流域治水の重要性が指摘されている。防災学習などにも取り組まれたい。 グラウンドとしての利用にこだわらず、現状の自然環境を活用した利用形態などの工夫にも取り組まれたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は新型コロナウイルス感染症により利用が減少したが、主に軟式野球やドローン飛行で利用されることが多かった。令和4年度は軟式野球・グラウンドゴルフ・防災訓練で利用された。 令和4年9月4日(日)に令和4年度京都府総合防災訓練のため、木津川河川敷多目的広場にてヘリの離着陸が行われた。 毎年8月頃に精華町環境推進課で河川敷の清掃運動を行っている。 														
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 長期的展望として、占有部分の南側は特段の苦情がない限り現在の状態のままでいきたい。 利用者への環境保全の周知については、利用者の申請時に周知している。 利用者においても、随時ゴミの収集を行っている。 毎年8月にクリーンリサイクル運動として精華町内木津川河川敷の清掃活動を実施している。 <p style="text-align: center;">クリーンリサイクル運動</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>実施地</td> <td>木津川河川敷等</td> </tr> <tr> <td>町担当窓口</td> <td>健康福祉環境部 環境推進課</td> </tr> <tr> <td>河川清掃実施日</td> <td>毎年 8月中旬</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>約100名</td> </tr> <tr> <td>回収ゴミ種別</td> <td>紙類、ビニール、ビン、カン等</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>写真添付</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>クリーンリサイクル運動日以外には当該占用地利用者によるゴミ収集を実施</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">  </div> <p>※令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため実施していない。</p>		実施地	木津川河川敷等	町担当窓口	健康福祉環境部 環境推進課	河川清掃実施日	毎年 8月中旬	参加人数	約100名	回収ゴミ種別	紙類、ビニール、ビン、カン等	備考	写真添付	その他	クリーンリサイクル運動日以外には当該占用地利用者によるゴミ収集を実施
実施地	木津川河川敷等															
町担当窓口	健康福祉環境部 環境推進課															
河川清掃実施日	毎年 8月中旬															
参加人数	約100名															
回収ゴミ種別	紙類、ビニール、ビン、カン等															
備考	写真添付															
その他	クリーンリサイクル運動日以外には当該占用地利用者によるゴミ収集を実施															
その他																

ランク：A

番号	43. 木津川河川敷 多目的広場	占用目的	運動場	許可受者	精華町	場所	左岸 18.8k~19.2k
----	---------------------	------	-----	------	-----	----	----------------

3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の 自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地の下流側はスポーツ・レクリエーション施設として整備されている。上流側には草刈による低茎草地在広がっている。 ・ 占用地の川側にはセイタカヨシを主体としたヨシ原が広がっている。 ・ 占用地の対岸は大規模砂州が見られ、水際にはヤナギ林やタデ群落がみられる。 ・ 占用地前面の河川には早瀬と淵が連続している。 ・ 砂州に生息するイカルチドリ、ヨシ原に生息するオオヨシキリ、草地に生息するヒバリ、セッカ等が確認されている。砂州やヨシ原の水際にはカワヂシャが広く分布する。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地の対岸や下流には、砂河川である木津川特有の大規模な交互砂州が形成されていることから、礫河原やヨシ原はそこに生息・繁殖する鳥類にとって貴重な場所である。 ・ 占用地周辺の草地は鳥類や昆虫類の生息場となっている。
<p>水際の 状況</p>	<p>水域までの 距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 10~35m
	<p>水面との 高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 5.5m ・ 冠水実績：平成 21 年度、平成 26 年度、平成 29 年度
<p>環境面から見た 望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地のある左岸は利用があり、対岸の砂州部に対する影響が懸念されることから、生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避ける配慮（啓発の看板設置など）の必要がある。特にイカルチドリの繁殖期（3 月~7 月）には砂州への立ち入り制限を設けることが望ましい。 ・ 水際が急峻かつ前面が深い流れで危険であることからの安全性確保と、河川内を利用する生物への影響を緩和するため、水際にはバッファゾーンとなる植生帯を設置することが望まれる。 ・ 鳥類や昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・ ヒバリやセッカの繁殖期（4 月~9 月下旬）には頻繁な草刈は行わない。 ・ オオヨシキリの繁殖期（5 月~8 月）にはヨシ原には立ち入らないよう周知する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	43. 木津川河川敷 多目的広場	占用目的	運動場	許可受者	精華町	場所	左岸 18.8k～19.2k
----	---------------------	------	-----	------	-----	----	----------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

ランク：A

番号	43. 木津川河川敷 多目的広場	占用目的	運動場	許可受者	精華町	場所	左岸 18.8k~19.2k
----	---------------------	------	-----	------	-----	----	----------------

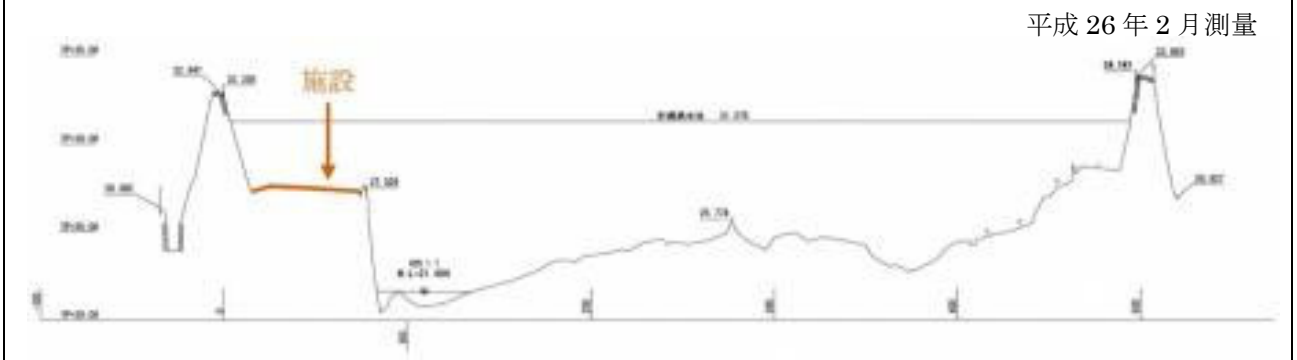
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：19.0k)



①下流側全景（下流側望む）



②上流側全景（上流側望む）



ランク：A

番号	43. 木津川河川敷 多目的広場	占用目的	運動場	許可受者	精華町	場所	左岸 18.8k～19.2k
----	---------------------	------	-----	------	-----	----	----------------

(占用者作成)

③ 占用施設を横切る樋門 v



④ 下流側の占用地の通道



【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:43木津川河川敷)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			精華町第6次総合計画第1章「活力あふれ魅力ある学研都市のまちづくり」第3節「まちのみ・環境共生」で河川などの豊かな自然環境や生物多様性の保全、環境学習などの諸活動を推進するなど環境共生の場としての河川地を位置付けている。		○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			ありません。		○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			ありません。		○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動			ありません。		○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			河川敷での「クリーンリサイクル運動」は精華町環境推進課が主体となり行っている。		○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			川に親しみを持ってもらうためにも、スポーツ施設としての利用ではあるが、川としての環境を考慮し、環境美化等に努力している。		○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			精華町体育施設管理運営規則に制定。		○:公平に利用できる △:一部合致する ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか	今年度の利用者減は特異なもの。コロナの影響で意識が激変しており、個々が距離を確保しながらスポーツできるよう管理されているのは良い。	引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じながら利用者から安心して利用できるようになっている。	申請による利用目的により把握している。		○:合致している △:合致していない ×:合致していません	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか	利用申込み以外の広場の利用者が一定数存在するので、利用者主権の活動にこだわらず、占用地を利用して活動している市民サークルなどの活動状況について、資料に明示しアピールされたい。	主に軟式野球・ドローン飛行・グラウンドゴルフで利用されることが多い。また令和4年度には防災訓練でヘリコプターの離着陸場として利用された。	毎年「クリーンリサイクル運動」として環境美化の面から、利用者及び関係団体との連携を実施している。		○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			占用付近にはヨシ原が生着し、鳥類等の生息場所になっている。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか	近年の大規模災害の頻発を受け、流域治水の重要性が指摘されている。防災学習などにも取り組まれたり。	京都府総合防災訓練などでヘリコプターの離着陸などに利用された。	把握している。占用区域は、高山ダムの放流量による影響が大きく、800m ³ /Sの放流が一定の判断基準になる。 (町独自の判断基準)		○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称：43木津川河川敷)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等			配慮している。近年において整備は行っていない。		○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等			年に1回河川敷での「クリーンリサイクル運動」と占用区域での利用者によるゴミ収集。		○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起を行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起を行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等			申請時ゴミ収集等環境への啓発。		○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	グラウンドとしての利用にこだわらず、現状の自然環境を活用した利用形態などの工夫にも取り組まれました。	精華町環境推進課が主体となり、河川敷での「クリーンリサイクル運動(清掃やゴミ収集)」を実施している。		年に1回河川敷での「クリーンリサイクル運動」と占用区域での利用者によるゴミ収集。		○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	不許可の工作物は設置されていないか	不許可の工作物は設置されていないか			設置されていない。		○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等			使用していない。		○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18	占用施設及びその利用者が自然観察や水利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか	占用施設及びその利用者が自然観察や水利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか			支障なし。		○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			車両での利用はできません。施設等の清掃を指導している。		○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			精華町体育施設管理運営規則に制定。		○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか			精華町体育施設管理運営規則で火気の使用禁止及び清掃を制定。		○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか			申請時に啓発している。		○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】 河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成20年 委員会

- ✓ 一部、管理が行われず草地となっている。利用実態を把握したうえで、自然観察の場として活用するなど、今後の利活用・維持管理方針を次回更新時に提示すること。
- ⇒ 平成19年度は草刈りが1回だったが、20年には2回実施した。利用者のPRに努めており、利用者は前年より増加している。引き続き、自然と共存するための方策に取り組んでいきたい。

平成23年 委員会

- ✓ 堤外地に位置する案件だが、多目的広場に自然観察の場を設け今後も利活用していく方針であり、今後の利用のあるべき姿に合致している。
- ⇒ 増加する高齢者スポーツ等の利用に対応するため、施設の有効利用に努めている。
- ✓ 自然環境に触れ合う場として活用を高めるための工夫に努められたい。
- ⇒ 小学生対象のサマーキャンプを誘致し、昆虫観察会を実施した。今後も学校関係者に働きかけ、利用促進を図りたい。
- ✓ 杭等により占用区域を明示し、区域内での利用に配慮されたい。
- ⇒ 占用範囲を周知する看板の掲示について今後検討する。

平成26年 委員会

- ✓ グラウンド、軽スポーツ広場、自然観察ゾーンなど、多面的な利用がなされている。
- ✓ 施設の利用状況の内訳(利用者数、面積)についてゾーンごとの利用状況の把握に努められたい。
- ✓ スポーツ利用で来訪された方にも、自然観察ゾーンの存在や環境のようすをアピールし、誘導することで、川らしい利用を促進されたい。

■過年度審議結果のレビュー

平成29年 委員会

- ✓ グラウンドに隣接し自然観察広場が立地している特性を活かし、環境学習活動、自然観察会などの開催、前回意見を踏襲し、「環境学習看板の設置」等について、教育委員会等と連携した取り組みを検討されたい。
- ✓ 上流側の占用地を返還する方向とのことであるが、占用地の返還にあたってのルール作りが必要である。

令和2年 委員会

- ✓ 利用申込み以外の広場の利用者が一定数存在するので占有者主催の活動にこだわらず、占用地を利用して活動している市民サークルなどの活動状況について、資料に明示しアピールされたい。
- ✓ 今年度の利用者減は特異なもの。コロナの影響で意識が激変しており、個々が距離を確保しながらスポーツできるよう管理されているのは良い。
- ✓ 近年の大規模災害の頻発を受け、流域治水の重要性が指摘されている。防災学習などにも取り組まれたい。
- ✓ グラウンドとしての利用にこだわらず、現状の自然環境を活用した利用形態などの工夫にも取り組まれたい。